

処 分 基 準

平成27年 6 月 1 日作成

法 令 名	道路交通法									
根 拠 条 例	第75条の 2 第 1 項									
処 分 の 概 要	過労運転に係る自動車の使用制限命令									
原 権 者	公安委員会									
法 令 の 定 め	公安委員会が自動車の使用者に対し次の表の上欄に掲げる指示をした場合において、当該使用者に係る当該自動車につきその指示を受けた後 1 年以内にその指示の区分ごとに同表の下欄に掲げる違反行為が行われ、かつ、当該使用者が当該自動車を使用することについて著しく交通の危険を生じさせるおそれがあると認めるときは、当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、当該使用者に対し、 3 月を超えない範囲内で期間を定めて、当該自動車を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずることができる。 <table><tr><th>自動車の使用者に対する指示</th><th>違反行為</th></tr><tr><td>第22条の 2 第 1 項の規定による指示</td><td>最高速度違反行為</td></tr><tr><td>第58条の 4 の規定による指示</td><td>過積載をして自動車を運転する行為</td></tr><tr><td>第66条の 2 第 1 項の規定による指示</td><td>過労運転</td></tr></table>		自動車の使用者に対する指示	違反行為	第22条の 2 第 1 項の規定による指示	最高速度違反行為	第58条の 4 の規定による指示	過積載をして自動車を運転する行為	第66条の 2 第 1 項の規定による指示	過労運転
自動車の使用者に対する指示	違反行為									
第22条の 2 第 1 項の規定による指示	最高速度違反行為									
第58条の 4 の規定による指示	過積載をして自動車を運転する行為									
第66条の 2 第 1 項の規定による指示	過労運転									
処 分 基 準	別紙のとおり									
問 合 せ 先	警察本部交通部交通指導課取締指導係（048-832-0110）									
備 考										

別紙

自動車の使用制限等に関する規程（平成2年12月28日公安委員会規程第5号）

別記第2

（第5条関係）

指示及び指示に係る使用制限の処分量定基準等

第4 使用制限の量定基準等

1 処分量定の基準

政令第26条の7（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成14年政令第26号）第4条の規定により読み替えて適用される政令第26条の7を含む。）に規定する使用制限処分の基準に該当することとなった場合における使用制限の期間の量定は、累計点数、前歴の回数及び自動車の種類に応じ、次の表に定める期間を上限として行うものとする。

区分		累 計 点 数			
前歴 の 回 数	自動車の 種 類	2点又は3点	4点又は5点	6点、7点 又は8点	9点以上
	大型車等			30日	45日
	普通車			20日	30日
な し	二輪車等			10日	15日
	大型車等		30日	45日	60日
	普通車		20日	30日	40日
一 回	二輪車等		10日	15日	20日
	大型車等	30日	45日	60日	75日
	普通車	20日	30日	40日	50日
二 回	二輪車等	10日	15日	20日	25日
	大型車等	45日	60日	75日	90日
	普通車	30日	40日	50日	60日
三 回 以 上	二輪車等	15日	20日	25日	30日

（注）この表において、「大型車等」とは大型自動車、中型自動車、大型特殊自動車又は重被けん引車をいい、「普通車」とは普通自動車をいい、「二輪車等」とは大型自動二輪車、普通自動二輪車又は小型特殊自動車をいう。

2 処分量定上の留意事項

(1) 点数の付与

ア 最高速度違反行為に係る点数の付与

- (ア) 点数の付与は、当該指示に係る自動車ごとに行い、当該自動車ごとに累積点数の計算を行う。
- (イ) 点数の付与は、当該自動車の使用者と運転者が異なる場合に行う。
- (ウ) 点数の付与は、最高速度違反行為が当該自動車の使用者の業務に関して行われた場合に行う。

イ 過積載運転行為に係る点数の付与

- (ア) 点数の付与は、当該指示に係る自動車ごとに行い、当該自動車ごとに累計点数の計算を行う。
- (イ) 点数の付与は、指示に係る自動車の使用者と運転者が異なる場合に行う。
- (ウ) 点数の付与は、過積載運転行為が行われ、当該過積載運転行為に係る自動車について措置命令が行われた場合に限り行う。

ウ 過労運転行為に係る点数の付与

- (ア) 点数の付与は、当該指示に係る自動車ごとに行い、当該自動車ごとに累積点数の計算を行う。
- (イ) 点数の付与は、当該自動車の使用者と運転者が異なる場合に行う。
- (ウ) 点数の付与は、過労運転行為が当該自動車の使用者の業務に関して行われた場合に行う。

(2) 前歴の回数の計算

ア 前歴の回数は、自動車の使用者が同一の使用の本拠の位置において使用し、又は使用したことがあるすべての自動車に係る前歴の回数を計算するものとする。

イ 前歴の回数は、過去1年以内にある使用制限の始期について、その回数を計算するものとする。

(3) 政令で定める基準との関係

量定した処分期間が、政令第26条の7第1項の表2に自動車の種類ごとに区分して規定されている処分期間の上限を超える場合には、その上限をもって処分期間とする。

(4) 処分が競合する場合等における取扱い

ア 指示に係る使用制限と法第75条第2項の規定による自動車の使用制限の処分が競合する場合

同一の自動車に係る同一の違反行為について、指示に係る使用制限の要件と下命・容認に係る使用制限の処分（運転代行業者に対する指示及び下命・容認に係る使用制限を含む。）の要件を同時に満たす場合は、軽減前の量定が重いこととなる要件に従って処分するものとする。

イ 処分中に当該処分に係る違反行為が行われた場合

指示に係る使用制限又は下命・容認に係る使用制限の期間中であるにもかかわらず、当該処分に係る車両の使用者（運転代行業者を含む。）が当該処分に係る車両を運転者に運転させ、当該運転者が当該処分に係る違反行為をし、指示に係る使用制限又は下命・容認に係る使用制限の要件を満たすこととなった場合には、これらの規定による処分は、当初の使用制限の期間が満了した後に執行するものとする。